

2025 年 4 月 7 日

各 位

会 社 名 ニデック株式会社
代表者名 代表取締役社長執行役員 岸田 光哉
取 引 所 東証プライム (6594)
所 在 地 京都市南区久世殿城町 338
問合せ先 コーポレートコミュニケーション部長 渡邊 啓太
電 話 (075)935-6150

**(訂正)「株式会社牧野フライス製作所(証券コード:6135)
に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ**

当社が 2025 年 4 月 3 日付で公表いたしました「株式会社牧野フライス製作所(証券コード:6135)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」につきまして、一部誤りがありましたので、以下のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要
(訂正前)

<前略>

- ① 公開買付者は、2025年4月3日、国内外の競争法(日本、米国、中国、オーストリア、及びトルコ)及び外資規制(米国、ドイツ、フランス、イタリア、スロバキア、スペイン、及びチェコ)上の手続のうち、中国の競争法上の手続以外のものが完了し、中国の競争法上の手続については、同日現在においては中国国家市場監督管理総局に対する事前届出は受理されていないものの、中国の法律事務所から、(i)公開買付及び対象者は、中国におけるマシニングセンタ事業において事業が重複している部分が極めて限定的であること、(ii)公開買付者は中国におけるマシニングセンタ市場において市場シェアが極めて限定的であるため、本取引により対象者の中国におけるマシニングセンタ市場における現在の市場シェアに無視し得るほどの増加しかもたらさないことを考慮すれば、本公開買付けについては中国の競争法の下での競争上の懸念は非常に小さいと考えられるため、本公開買付け期間の末日までに当該手続に基づく審査期間(一次審査期間30日)が満了することが確実に見込まれる旨の意見を入手していることから、本公開買付け期間の末日までに本公開買付けによる対象者株式の取得を実行することが可能になることが合理的に見込まれると判断しました(注1)。

<中略>

(注9) 公開買付者としては、本取引は、企業買収行動指針における「望ましい買収」に該当するものであり対象者の企業価値向上に資するのみならず、その株主の皆様及び取引先の皆様にとって魅力的な取引であると考えており、事業法人株主等を含め多くの株主の皆様にご賛同・応募いただけるものと確信しております。もっとも、対象者株主の状況を踏まえると、対象者株式を政策保有又はそれに類似する目的で所有している株主が一定数存在していることから、本公開買付けが成立したものの、公開買付者の所有割合が50%以上3分の2未満に留まるという状況となることも可能性として想定されるところ、国内パッシブ・インデックス運用ファンドに加えて、下記のとおり、本公開買付けに応募いただけなかった対象者株式を政策保有又はそれに類似する目的で所有している株主の一部については本臨時株主総会の本株式併合に係る議案に対しては賛成の議決権を行使いただけるものと想定しております。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの公開買付代理人となる予定である三田証券から、次のとおりの見解を得ており、公開買付者としてもその見解に同意しております。すなわち、(i)対象者の関係者が所有している対象者株式のうち本財団法人が所有する株式については、本財団法人は定款上、対象者株式を基本財産としつつ対象者が属する工作機械業界の健全な発展を理念として掲げており、対象者と本財団法人との間に

対立関係は確認できていないことから、本財団法人は対象者取締役会の意見を尊重すると考えられ、かつ、対象者株式のうち対象者の取締役が所有する株式については、対象者取締役会は取締役で構成される合議体であるという関係性を踏まえると、対象者の意思決定に反する行動は取りにくいと考えられることから、対象者が本公開買付けに賛同以外の意見表明を行った場合には、これらの株主は、対象者取締役会の当該意見に理解を示し応募を控えると想定され、また、対象者の株式持ち合い先が所有している対象者株式は、取引先等が政策保有又はそれに類似する目的で所有されていることを踏まえると、対象者の意思決定に反する行動は取りにくいと考えられ、対象者が本公開買付けに賛同以外の意見表明を行った場合には、当該株式についても対象者取締役会の当該意見に理解を示し応募を控えると想定されます。(ii)一方で、仮に本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明しない状況で本公開買付けが成立し、公開買付者が新たに対象者の親会社となった後においては、本取引は対象者の企業価値向上に資するのみならず、対象者の株主の利益も重視した真摯な提案であると考えられることを踏まえると、対象者の取締役会は、新たに親会社となった公開買付者の経営方針等に一定の理解を示し、公開買付者と協業して企業価値向上のために事業運営を行うことが想定され、また、対象者のかかる理解とともに対象者の関係者にも当該経営方針等（注11）について理解いただけると考えられることから、そのような状況の変化を踏まえて、上記(i)のように現在の対象者取締役会に理解を示し応募を控える株主についても、この見解で想定する当該持ち合い株主はいずれも上場法人であり、特定のオーナー株主の一存により議決権行使がなされることは想定されないことを踏まえると原則本臨時株主総会における本株式併合の議案に賛成することが見込まれるとの三田証券の見解を受けております。なお、公開買付者は、本日現在、対象者の関係者及び対象者の株式持ち合い先のいずれの株主についても、本公開買付けが成立した場合には本株式併合に係る議案に賛成する予定である旨の意思は確認できておらず、三田証券の上記見解は、対象者の株主の意思を確認した上で提出されたものではありません。

<中略>

但し、上記(iii)の場合、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決される可能性もあります。しかし、当該議案が否決される場合であっても、公開買付者は、最終的には対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請するものとします（このような追加取得が完了し、その後の株主総会による本株式併合の承認までに要する期間については、市況等の事情にもよるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難であり、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせいたします。）。公開買付者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限りです。）を予定しており、本臨時株主総会において本株式併合に係る否決された場合、実務上可能な限り速やかに追加取得を開始いたします。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

<後略>

（訂正後）

<前略>

- ① 公開買付者は、2025年4月3日、国内外の競争法（日本、米国、中国、オーストリア、及びトルコ）及び外資規制（米国、ドイツ、フランス、イタリア、スロバキア、スペイン、及びチェコ）上の手続のうち、中国の競争法上の手続以外のものが完了し、中国の競争法上の手続については、同日現在においては中国国家市場監督管理総局に対する事前届出は受理されていないものの、中国の法律事務所から、(i)公開買付者及び対象者は、中国におけるマシニングセンタ事業において事業が重複している部分が極めて限定的であること、(ii)公開買付者は中国におけるマシニングセンタ市場において市場シェアが極めて限定的であるため、本取引により対象者の中国におけるマシニングセンタ市場における現在の市場シェアに無視し得るほどの増加しかもたらさないことを考慮すれば、本公開買付けについては中国の競争法の下での競争上の懸念は非常に小さいと考えられるため、本公開買付け期間の末日までに当該手続に基づく審査期間（一次審査期間30日）が満了することが確実に見込まれる旨の意見を入手していることから、本公開買付け期間の末日までに本公開買付けによる対象者株式の取得を実行することが可能になることが合理的に見込まれると判断しました（注1）。

<中略>

（注9）公開買付者としては、本取引は、企業買収行動指針における「望ましい買収」に該当するものであり対象者の企業価値向上に資するのみならず、その株主の皆様及び取引先の皆様にとって魅力的な取引であると考えており、事業法人株主等を含め多くの株主の皆様にご賛同・応募いただけるものと確信しております。もっとも、対象者株主の状況を踏まえると、対象者株式を政策保有又はそれに類似する目的で所有している株主が一定数存在していることから、本公開買付けが成立したものの、公開買付者の所有割合が50%以上3分の2未満に留まるという状況となることも可能性として想定されるところ、国内パッシブ・インデックス運用ファンドに加えて、下記のと

おり、本公開買付けに応募いただけなかった対象者株式を政策保有又はそれに類似する目的で所有している株主の一部については本臨時株主総会の本株式併合に係る議案に対しては賛成の議決権を行使いただけるものと想定しております。具体的には、公開買付者は、本公開買付けの公開買付け代理人である三田証券から、次のとおりの見解を得ており、公開買付者としてもその見解に同意しております。すなわち、(i) 対象者の関係者が所有している対象者株式のうち本財団法人が所有する株式については、本財団法人は定款上、対象者株式を基本財産としつつ対象者が属する工作機械業界の健全な発展を理念として掲げており、対象者と本財団法人との間に対立関係は確認できていないことから、本財団法人は対象者取締役会の意見を尊重すると考えられ、かつ、対象者株式のうち対象者の取締役が所有する株式については、対象者取締役会は取締役で構成される合議体であるという関係性を踏まえると、対象者の意思決定に反する行動は取りにくいと考えられることから、対象者が本公開買付けに賛同以外の意見表明を行った場合には、これらの株主は、対象者取締役会の当該意見に理解を示し応募を控えると想定され、また、対象者の株式持ち合い先が所有している対象者株式は、取引先等が政策保有又はそれに類似する目的で所有されていることを踏まえると、対象者の意思決定に反する行動は取りにくいと考えられ、対象者が本公開買付けに賛同以外の意見表明を行った場合には、当該株式についても対象者取締役会の当該意見に理解を示し応募を控えると想定されます。(ii) 一方で、仮に本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明しない状況で本公開買付けが成立し、公開買付者が新たに対象者の親会社となった後においては、本取引は対象者の企業価値向上に資するのみならず、対象者の株主の利益も重視した真摯な提案であると考えられることを踏まえると、対象者の取締役会は、新たに親会社となった公開買付者の経営方針等に一定の理解を示し、公開買付者と協業して企業価値向上のために事業運営を行うことが想定され、また、対象者のかかる理解とともに対象者の関係者にも当該経営方針等（注11）について理解いただけると考えられることから、そのような状況の変化を踏まえて、上記(i)のように現在の対象者取締役会に理解を示し応募を控える株主についても、この見解で想定する当該持ち合い株主はいずれも上場法人であり、特定のオーナー株主の一存により議決権行使がなされることは想定されないことを踏まえると原則本臨時株主総会における本株式併合の議案に賛成することが見込まれるとの三田証券の見解を受けております。なお、公開買付者は、本日現在、対象者の関係者及び対象者の株式持ち合い先のいずれの株主についても、本公開買付けが成立した場合には本株式併合に係る議案に賛成する予定である旨の意思は確認できておらず、三田証券の上記見解は、対象者の株主の意思を確認した上で提出されたものではありません。

<中略>

但し、上記(iii)の場合、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決される可能性もあります。しかし、当該議案が否決される場合であっても、公開買付者は、最終的には対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請するものとします（このような追加取得が完了し、その後の株主総会による本株式併合の承認までに要する期間については、市況等の事情にもよるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難であり、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせいたします。）。公開買付者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限りです。）を予定しており、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決された場合、実務上可能な限り速やかに追加取得を開始いたします。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

<後略>

（2）本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程、並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者の概要

（訂正前）

公開買付者は1973年に創業し、創業以来製造業にこだわり、製造業に誇りを持って成長し続けて今年52年目を迎えます。2024年3月期（連結ベース）には売上高2兆3,471.59億円となり、公開買付者における過去最高売上を記録し、グループ企業総数は世界48の国と地域、連結子会社345社、持分法適用関連会社4社、合計349社（公開買付者と総称して、以下「公開買付者グループ」といいます。）を有し、また共に働く仲間は世界中に広がり、公開買付者グループ全体で101,112名（2024年3月31日現在）となりました。株式市場においても、時価総額2兆8,144億円（株価は2025年4月2日終値ベース、株式数（自己株式を除く）は対象者第3四半期決算短信ベース）と市場から評価されております。

<後略>

（訂正後）

公開買付者は1973年に創業し、創業以来製造業にこだわり、製造業に誇りを持って成長し続けて今年52年目を

迎えます。2024年3月期（連結ベース）には売上高2兆3,471.59億円となり、公開買付者における過去最高売上を記録し、グループ企業総数は世界48の国と地域、連結子会社345社、持分法適用関連会社4社、合計349社（公開買付者と総称して、以下「公開買付者グループ」といいます。）を有し、また共に働く仲間は世界中に広がり、公開買付者グループ全体で101,112名（2024年3月31日現在）となりました。株式市場においても、時価総額2兆8,144億円（株価は2025年4月2日終値ベース、株式数（自己株式を除く）は2025年3月期第3四半期決算短信ベース）と市場から評価されております。

<後略>

（4）企業買収行動指針を踏まえた本取引における手続の公正性について

① インフォームド・ジャッジメントの機会の確保

（訂正前）

公開買付者としては、本意向表明書及び2024年12月27日付プレスリリースを通じて、対象者やその株主の皆様に対して、本公開買付けの概要、本取引の実施により実現されるシナジー、本公開買付け後の経営方針等、本取引に係る取引条件の妥当性等についての判断のために必要かつ十分な情報を提供しているものと考えております。また、公開買付者は、本意向表明書及び2024年12月27日付プレスリリースの中で、本公開買付けの開始までに、対象者及び本特別委員会に対して、本公開買付けにご賛同いただけるよう誠実に説明したい旨を申し出たところ、2025年1月10日、本特別委員会より、公開買付者から説明を受けたい旨の要望を受けたため、2025年1月17日午前10時から1時間15分、本特別委員会と面談を行い、本特別委員会に対し、本取引の内容及び本取引実施によるシナジーについて説明しました。そして、公開買付者は、2025年1月28日、対象者から「質問状」の交付を受け、2025年1月31日、対象者に対し、当該「質問状」に対して「対象者から受領した質問状につきまして」と題する回答書を提出しました。その後、公開買付者は、2025年2月7日、対象者から「質問状（2）」の交付を受け、2025年2月14日、対象者に対し、当該「質問状（2）」に対する回答として「対象者から受領した質問状（2）」につきまして」と題する回答書を提出しました。さらに、公開買付者は、対象者から「質問状（3）」の交付を受け、2025年3月17日、対象者に対し、当該「質問状（3）」に対して「貴社から受領した質問状（3）」につきまして」と題する回答書を提出いたしました。また、公開買付者は、各回答書等を通して、公開買付者と対象者経営陣の面談の機会が提供されることを依頼していたところ、2025年2月21日、対象者より、公開買付者から説明を受けたい旨の要望を受けたため、公開買付者は指定された2025年3月4日午前8時30分から1時間35分間、対象者経営陣及び本特別委員会と面談を行い、本取引の内容及び本取引実施によるシナジーについて説明し、また対象者経営陣及び本特別委員会からの質問に対して、質疑応答いたしました。このように、公開買付者は、対象者から提供された機会の中で、本取引の内容を最大限ご理解いただけるよう、対象者経営陣及び本特別委員会に対してご説明を差し上げ、さらに、対象者取締役会及び本特別委員会が、本意向表明書に記載の情報に加えて、本公開買付けに対する意見形成のために追加的に必要であると判断された情報の提供依頼に対応してきました。

<後略>

（訂正後）

公開買付者としては、本意向表明書及び2024年12月27日付プレスリリースを通じて、対象者やその株主の皆様に対して、本公開買付けの概要、本取引の実施により実現されるシナジー、本公開買付け後の経営方針等、本取引に係る取引条件の妥当性等についての判断のために必要かつ十分な情報を提供しているものと考えております。また、公開買付者は、本意向表明書及び2024年12月27日付プレスリリースの中で、本公開買付けの開始までに、対象者及び本特別委員会に対して、本公開買付けにご賛同いただけるよう誠実に説明したい旨を申し出たところ、2025年1月10日、本特別委員会より、公開買付者から説明を受けたい旨の要望を受けたため、2025年1月17日午前10時から1時間15分、本特別委員会と面談を行い、本特別委員会に対し、本取引の内容及び本取引実施によるシナジーについて説明しました。そして、公開買付者は、2025年1月28日、対象者から「質問状」の交付を受け、2025年1月31日、対象者に対し、当該「質問状」に対して「対象者から受領した質問状につきまして」と題する回答書を提出しました。その後、公開買付者は、2025年2月7日、対象者から「質問状（2）」の交付を受け、2025年2月14日、対象者に対し、当該「質問状（2）」に対する回答として「対象者から受領した質問状（2）」につきまして」と題する回答書を提出しました。さらに、公開買付者は、2025年3月11日、対象者から「質問状（3）」の交付を受け、2025年3月17日、対象者に対し、当該「質問状（3）」に対して「貴社から受領した質問状（3）」につきまして」と題する回答書を提出いたしました。また、公開買付者は、各回答書等を通して、公開買付者と対象者経営陣の面談の機会が提供されることを依頼していたところ、2025年2月21日、対象者より、公開買付者から説明を受けたい旨の要望を受けたため、公開買付者は指定された2025年3月4日午前8時30分から1時間35分間、対象者経営陣及び本特別委員会と面談を行い、本取引の内容及び本取引実施によるシナジーについて説明し、また対象者経営陣及び本特別委員会からの質問に対して、質疑応答いたしました。このように、公開買付者は、対象者から提供された機会の中で、本取引の内容を最大限ご理解いただけるよう、対象者経営陣及び本特別委員会に対してご説明を差し上げ、さらに、対象者取締役会及び本特別委員会が、本意向表明書に記載の情報に加えて、本公開買付けに対する意見形成のために追加的に必要であると判断された情報の提供依頼に対応してきました。

<後略>

② 強圧性を排除することを意図した条件設定
(ア)非公開化を目的とした買付予定数の設定等
(訂正前)

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合のうち、本公開買付けの結果、（a）公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上に相当する対象者株式を所有するに至った場合、（b）公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上90%未満に相当する対象者株式を所有するに至った場合、（c）公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上に相当する対象者株式を所有するに至らなかった場合のいずれの場合であっても、公開買付者は、対象者を完全子会社化する方針を変更せず、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しており、上記（b）及び（c）の場合には対象者に対して、本臨時株主総会の開催を要請するものとします。上記「(1) 本公開買付けの概要」（注6）、（注8）乃至（注11）に記載のとおり、公開買付者は、上記（c）の場合でも、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決要件を満たす見込みであると考えております。但し、本日現在、対象者の株主の中で本公開買付けが成立した場合には本株式併合に係る議案に賛成する見込みである旨を表明する者は確認できておりません。なお、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案の承認を得られない場合であっても、公開買付者は、対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としているため、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請するものとします。公開買付者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限りです。）を予定しており、本臨時株主総会において本株式併合に係る否決された場合、実務上可能な限り速やかに追加取得を開始いたします。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

＜後略＞

(訂正後)

＜前略＞

また、公開買付者は、本公開買付けが成立したものの、本公開買付けにおいて公開買付者が対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合のうち、本公開買付けの結果、（a）公開買付者が対象者の総株主の議決権の90%以上に相当する対象者株式を所有するに至った場合、（b）公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上90%未満に相当する対象者株式を所有するに至った場合、（c）公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上に相当する対象者株式を所有するに至らなかった場合のいずれの場合であっても、公開買付者は、対象者を完全子会社化する方針を変更せず、本スクイーズアウト手続を実施することを予定しており、上記（b）及び（c）の場合には対象者に対して、本臨時株主総会の開催を要請するものとします。上記「(1) 本公開買付けの概要」（注6）、（注8）乃至（注11）に記載のとおり、公開買付者は、上記（c）の場合でも、本臨時株主総会における本株式併合に係る議案の可決要件を満たす見込みであると考えております。但し、本日現在、対象者の株主の中で本公開買付けが成立した場合には本株式併合に係る議案に賛成する見込みである旨を表明する者は確認できておりません。なお、本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案の承認を得られない場合であっても、公開買付者は、対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としているため、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請するものとします。公開買付者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限りです。）を予定しており、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決された場合、実務上可能な限り速やかに追加取得を開始いたします。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

＜後略＞

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）
(訂正前)

＜前略＞

但し、上記（iii）の場合、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決される可能性もあります。しかし、当該議案が否決される場合であっても、公開買付者は、最終的には対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請するものとします（このような追加取得及びその後の株主総会による本株式併合の承認までに要する期間については、市況等の事情にもよるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難であり、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせ

せいたします。）。公開買付者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限ります。）を予定しており、本臨時株主総会において本株式併合に係る否決された場合、実務上可能な限り速やかに追加取得を開始いたします。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

<後略>

（訂正後）

<前略>

但し、上記（iii）の場合、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決される可能性もあります。しかし、当該議案が否決される場合であっても、公開買付者は、最終的には対象者株式の全て（公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としていることから、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権の数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請するものとします（このような追加取得及びその後の株主総会による本株式併合の承認までに要する期間については、市況等の事情にもよるため、現時点では確定的な時期を特定することは困難であり、具体的な見込み時期が判明しましたらその旨お知らせいたします。）。公開買付者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限ります。）を予定しており、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決された場合、実務上可能な限り速やかに追加取得を開始いたします。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

<後略>

（6）上場廃止となる見込み及びその事由

（訂正前）

<前略>

なお、本公開買付けにおいては、本公開買付け成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上に相当する対象者株式を所有するに至らない場合もあり得るところ、その結果、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載した本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案の承認を得られない可能性があります。しかし、当該承認を得られない場合であっても、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としているため、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請するものとします。公開買付者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限ります。）を予定しており、本臨時株主総会において本株式併合に係る否決された場合、実務上可能な限り速やかに追加取得を開始いたします。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

<後略>

（訂正後）

<前略>

なお、本公開買付けにおいては、本公開買付け成立後に公開買付者が対象者の総株主の議決権の3分の2以上に相当する対象者株式を所有するに至らない場合もあり得るところ、その結果、上記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載した本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案の承認を得られない可能性があります。しかし、当該承認を得られない場合であっても、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、公開買付者が所有する対象者株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得することを目的としているため、本株式併合の承認のために次回に開催を予定する株主総会における議決権の数に3分の2を乗じた議決権数に相当する株式数に達するまで対象者株式を追加取得して、当該株主総会の開催を要請するものとします。公開買付者は、当該追加取得の方法として、市場内取引、公開買付け、公開買付け以外の市場外買付け（法において認められる場合に限ります。）を予定しており、本臨時株主総会において本株式併合に係る議案が否決された場合、実務上可能な限り速やかに追加取得を開始いたします。本公開買付けが成立した場合には当該見込み時期にかかわらず、対象者を完全子会社化する方針を変更いたしません。

<後略>

2. 買付け等の概要

（4）買付け等の価格の算定根拠

②算定の経緯

（iii）当該意見を踏まえて公開買付価格を決定するに至った経緯

（訂正前）

公開買付者は、対象者グループの事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析し、また本公開買付け実施についての公表日の前営業日である2024年12月26日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値7,750



円、その時点における過去1ヶ月間の終値の単純平均値7,112円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,552円及び同6ヶ月間の終値の単純平均値6,313円の推移を参考にしました。さらに、これらに加えて、本公開買付け開始予定についての公表日の前営業日までの対象者株式の過去最高値、同種事案において付与されたプレミアム、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者株式の市場価格に適切なプレミアムを付した価格を提示することが相当であるとの判断に至り、本公開買付け価格を11,000円とすることを決定いたしました。

<後略>

(訂正後)

公開買付者は、対象者グループの事業及び財務の状況を多面的・総合的に分析し、また本公開買付けの開始予定についての公表日の前営業日である2024年12月26日の東京証券取引所プライム市場における対象者株式の終値7,750円、その時点における過去1ヶ月間の終値の単純平均値7,112円、同過去3ヶ月間の終値の単純平均値6,552円及び同6ヶ月間の終値の単純平均値6,313円の推移を参考にしました。さらに、これらに加えて、本公開買付け開始予定についての公表日の前営業日までの対象者株式の過去最高値、同種事案において付与されたプレミアム、本公開買付けに対する応募の見通し等を総合的に勘案し、対象者株式の市場価格に適切なプレミアムを付した価格を提示することが相当であるとの判断に至り、本公開買付け価格を11,000円とすることを決定いたしました。

<後略>

【勧誘規制】 本文書は、本公開買付けを一般に公表する目的で作成された発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。本文書は、有価証券に係る購入申込みもしくは売却の申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、本文書（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】 本文書にはニデック株式会社（以下「公開買付者」といいます。）、その他の企業等の今後のビジネスに関するものを含めて、「予期する」、「予想する」、「意図する」、「予定する」、「確信する」、「想定する」等の、将来の見通しに関する記載が含まれている場合があります。こうした記載は、公開買付者の現時点での事業見通しに基づくものであり、今後の進展により変わる可能性があります。公開買付者は、本情報について、実際の業績や諸々の状況、条件の変更等を反映するための将来の見通しに関する記載の現行化の義務を負うものではありません。本文書の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法第 21E 条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本文書中の「将来に関する記述」は、本日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

【米国規制】 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を順守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934。その後の改正を含み、以下「米国 1934 年証券取引所法」といいます。）第 13 条(e)又は第 14 条(d)及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本文書に含まれる全ての財務情報は米国の財務情報と同等の内容とは限りません。また、公開買付者及び対象者（株式会社牧野フライス製作所）は米国外で設立された法人であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法を根拠としてこれらの者に対して権利行使又は請求することが困難となる可能性があります。また、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人又はその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を開始することができない可能性があります。さらに、米国外の法人又はその役員について米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

【その他の国】 国又は地域によっては、本文書の発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。